

第2章 DVをめぐる現状

1 国の取組

国は、DVに係る通報、相談、保護及び自立支援等の体制を整備することにより、DV防止及び被害者の保護を図るため、国及び地方公共団体の責務等を規定した「DV防止法」を平成13年4月に制定しました。

平成16年には、離婚後（事実婚関係の解消後）の暴力や精神的暴力等を保護命令[※]の対象に含める一部改正を行うとともに、DV対策に関する施策を示した「基本方針」を策定しました。

平成19年の一部改正では、心身に危害を加えるといった脅迫行為も保護命令の対象に含めるとともに、保護命令事項や保護命令による保護対象を拡大しました。また、DV防止に関する基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センター[※]の設置を市町村の努力義務としました。

平成25年の一部改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても、DV防止法を準用することとしました。

さらに、令和元年の一部改正では、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされるDV被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化されました。また、保護の適用対象として、被害者の同伴家族が含まれることも明確になりました。

相談支援に関する具体的な取組としては、DVに悩んでいることをどこに相談してよいか分からない被害者に対し、身近な相談窓口につなぐ「DV相談ナビ」（短縮番号#8008 はれれば）を運用しています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛や休業等による、DVの増加・深刻化を懸念し、令和2年4月には「DV相談プラス」が開始されました。これは、24時間対応の相談（電話・メール）のほか、SNS・WEB面談、同行支援、保護、緊急の宿泊提供を総合的にを行い、相談・支援体制の維持・充実を図るものです。

さらに、令和2年以降、民間シェルター等の先進的な取組支援や、加害者プログラムの試行実施、児童虐待対応との連携強化など、DV被害者支援の更なる充実を図っています。

2 埼玉県の取組

埼玉県は、平成14年2月に策定した「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」において、「女性に対する暴力の根絶」を基本目標の一つとして掲げました。

また、平成18年2月には、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定し、DVの発生防止、被害者の一時保護[※]、自立支援に取り組んできました。

以後、より一層総合的かつ効果的な施策を推進するため、令和4年3月には、第5次計画を策定しています。

3

新座市の取組

新座市は、男女共同参画推進のための基本計画として平成13年3月に策定した「第2次いざ男女平等行動プラン」において、「女性に対する暴力の根絶」を基本課題の一つとして盛り込んだほか、平成24年3月には、「新座市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定し、パープルリボン※運動やDV防止パネル展などの各種事業を積極的に行ってきました。

平成23年3月には、DV防止並びに被害者の保護及び自立支援に関し、庁内関係部署や関係機関と連携するための「新座市ドメスティック・バイオレンス対策ネットワーク会議」を設置しました。

また、男女共同参画に関する市民の意識と実態を把握するため5年ごとに実施している「新座市男女平等意識・実態調査※」に、DVに関する調査項目を設け、本市におけるDV被害の実態について調査・研究を進めています。

さらに、DVに関する相談を始め、市民の皆様が安心して相談できる窓口として福祉相談室※を令和4年4月に設置しました。この相談室では、福祉の困りごとに関する相談に対応していますが、相談が進む中でDVが判明する場合は、相談者が適切な支援を受けられるよう、関係課などと連携しています。

近年、DVに関する相談件数は、表1（P.13）のとおり推移しています。しかし、表3（P.16）のとおり相談しない・相談できない被害者が多くいるほか、自分自身がDVを受けていることに気づいていない方もいるため、実際には更に多くのDV被害者がいると考えられます。

緊急時における一時保護に係る同行支援は年間数件程度ですが、市を経由せずに知人や親戚宅に避難する例もあるため、実際には一時保護を要するDV被害者は多くいるものと推測されます。



パープルリボンは、女性に対する暴力根絶のシンボルマークです。



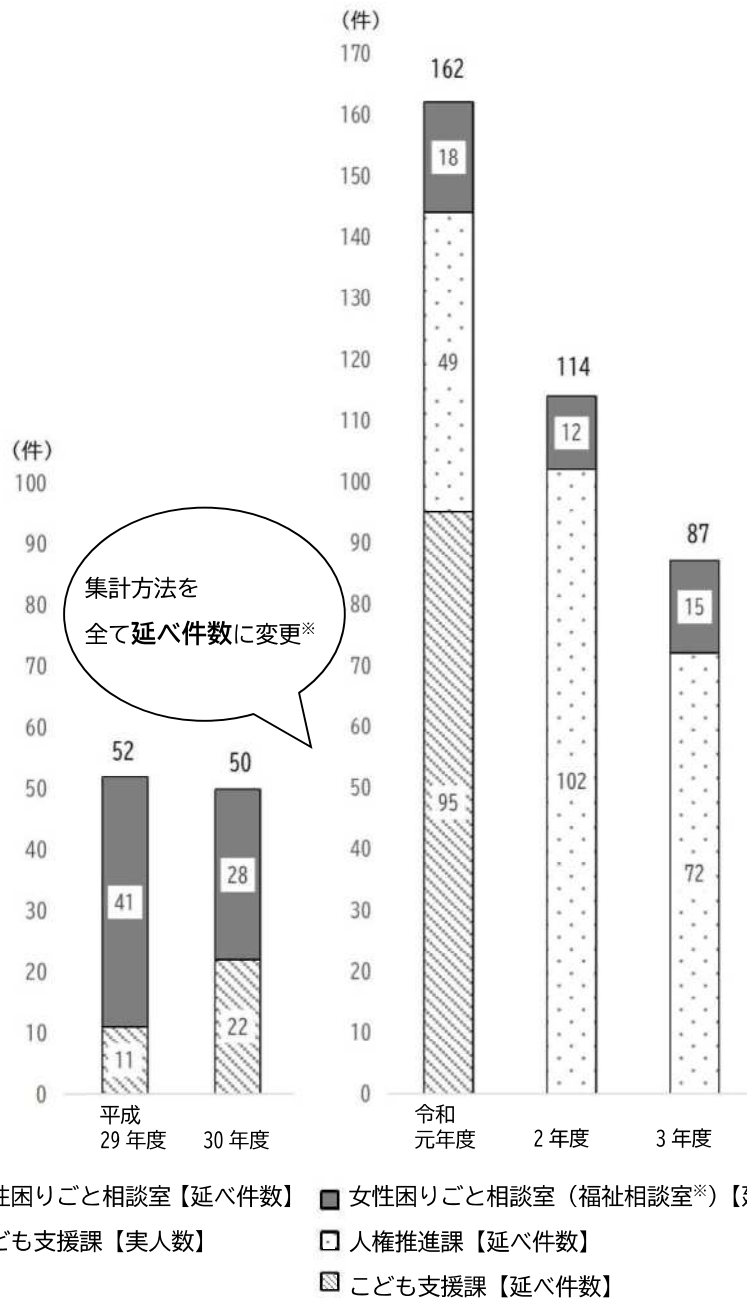
内閣府男女共同参画局が制定した

女性に対する暴力根絶のためのシンボルマークです。

女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。

4 新座市の現状

1 DVに係る相談件数（表1）



資料：新座市福祉政策課

※ 平成30年度まで、こども支援課の相談件数は、相談者の実人数でした。

令和元年10月から、DV被害者支援業務をこども支援課から人権推進課へ移管し、集計方法を見直したため、令和元年度以降は全て延べ件数です。

※ 令和4年度から、DV被害者支援業務を人権推進課から福祉政策課へ移管しました。

※ 令和4年度から、女性困りごと相談室は、福祉相談室の機能の一部となりました。

2 新座市男女平等意識・実態調査結果

この調査は、市民の家庭、地域、職場など様々な場面における男女平等に関する意識と実態を把握し、新たな男女共同参画行動計画の基礎資料とするため、令和元年9月に新座市に在住する満18歳以上の方2,000人を対象に実施しました。

なお、本計画には同報告書からDVに関する設問を抜粋・一部追記したものを掲載します。

調査期間		令和元年8月30日～9月25日
調査対象		新座市に在住する18歳以上の方 2,000人
調査方法		郵送配布・郵送回収
回収結果	回収数	732人 (女性：368人、男性：253人、無回答：111人)
	有効回収率	36.6% (女性：36.8%、男性：25.3%)
調査内容		(1) 就業 (2) 家庭生活 (3) 教育 (4) 配偶者（パートナー）や 交際相手からの暴力について (5) 社会参加 (6) 防災 (7) 男女平等 (8) 自由意見

調査結果については、市ホームページで閲覧することができます。

【表の見方】

- (1) 回収数は、732人（女性：368人、男性：253人、無回答：111人）。
- (2) 調査結果の比率は、その設問の回答者を基数として、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。四捨五入の関係で、合計が100%にならない場合があります。
- (3) 複数回答形式の場合、回答比率の合計は通常100%を超えます。
- (4) 図表中の「n」(net)とは、その設問への回答者数を表します。小数点以下第1位まで示した数値は、回答比率(%)です。
- (5) クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計(全体)の有効回答数が合致しないことがあります。

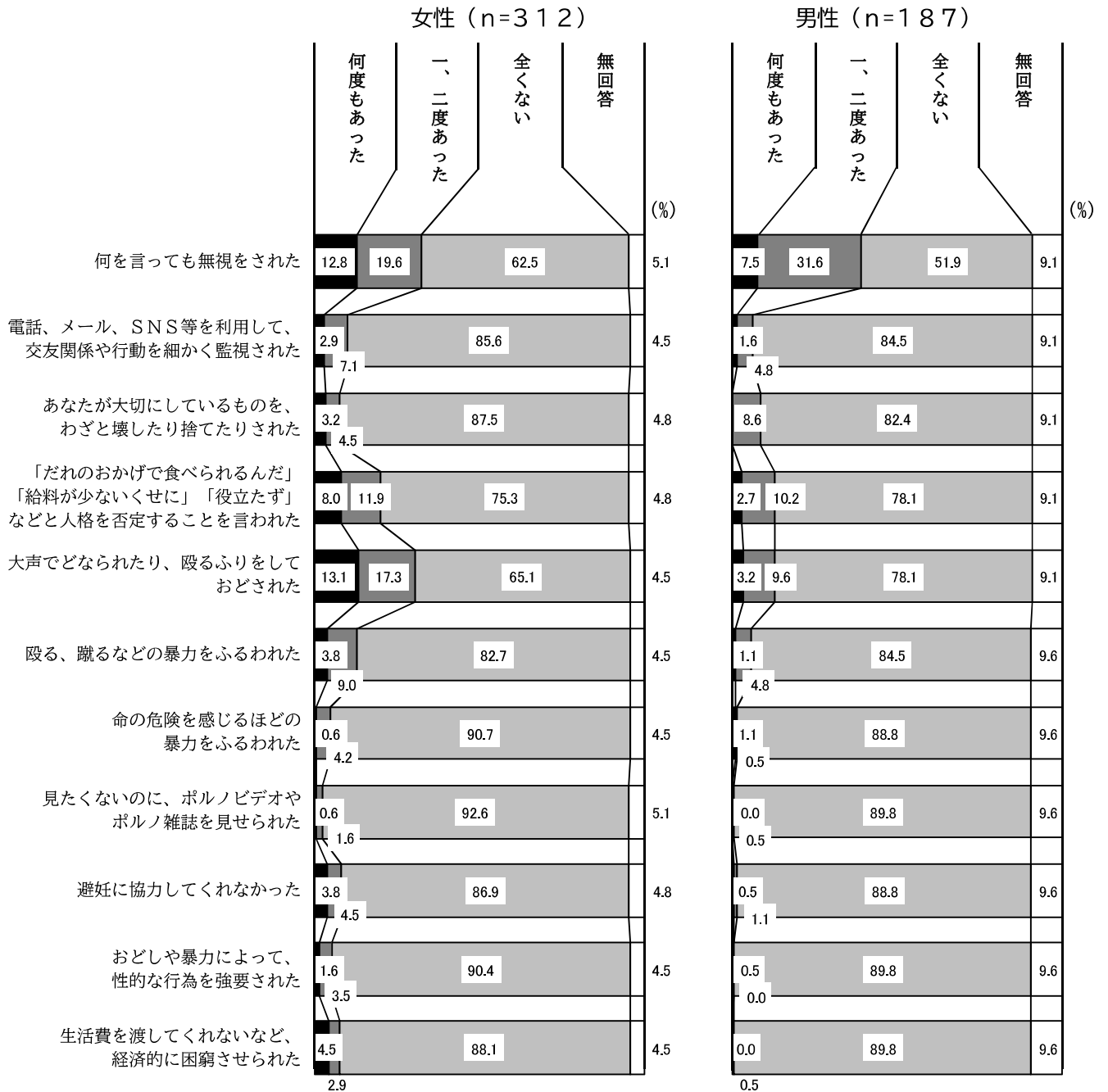
(1) DV被害経験 (表2)

問 これまでに、あなたの配偶者 (パートナー) から、次のようなことをされたことがありますか。

(○は各項目に一つ)

男女差がある項目として、「大声でどなられたり、殴るふりをしておどされた」において、「何度もあった」は、女性 (13.1%) が、男性 (3.2%) に比べ、9.9ポイント高くなっている。

「何を言っても無視をされた」において、「何度もあった」と「一、二度あった」を合わせると、男性 (39.1%) が、女性 (32.4%) に比べ、6.7ポイント高くなっている。

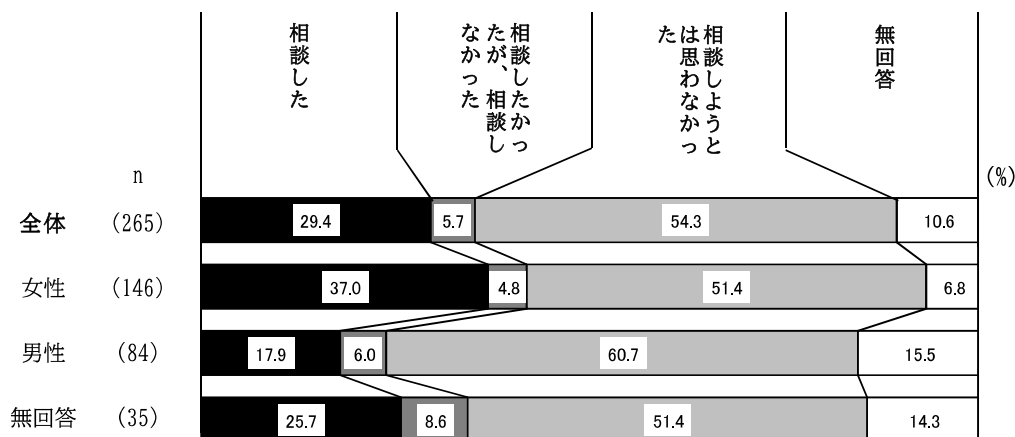


(2) 被害時の相談状況 (表3)

問 だれかに打ち明けたり、相談したりしましたか。(〇は一つ)

全体では、「相談しようとは思わなかった」が54.3%で最も高くなっている。

性別では、男女差がある項目として、「相談した」は、女性(37.0%)が、男性(17.9%)に比べ、19.1ポイント高くなっている。一方、「相談しようとは思わなかった」は、男性(60.7%)が、女性(51.4%)に比べ、9.3ポイント高くなっている。

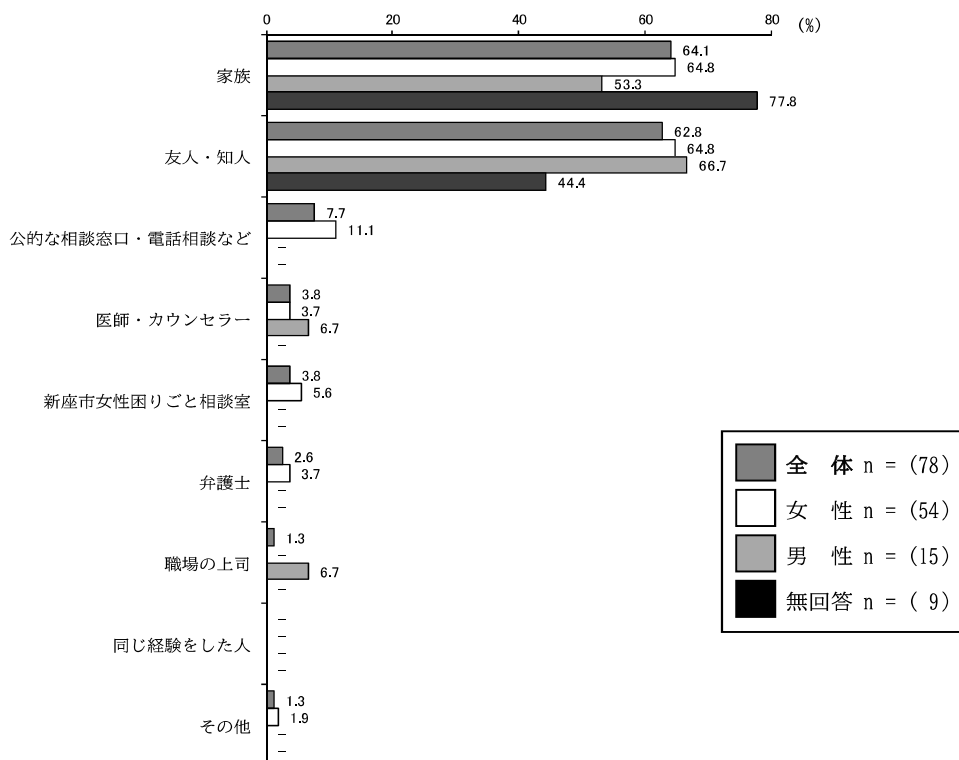


(3) 被害時の相談先 (表4)

問 実際に、だれ(どこ)に相談しましたか。(あてはまるもの全てに〇)

全体では、「家族」が64.1%で最も高く、次いで「友人・知人」が62.8%となっている。

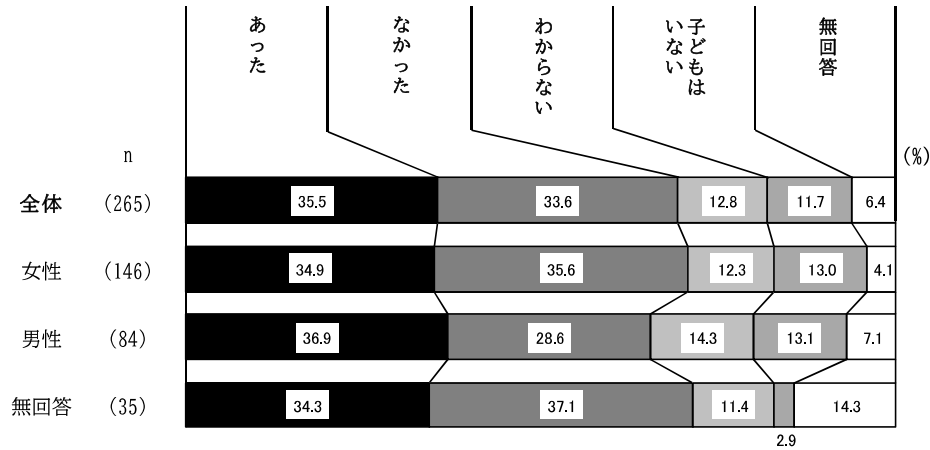
性別では、「家族」への相談を除き、男女差がある項目として、女性は「公的な相談窓口・電話相談など」「新座市女性困りごと相談室」「弁護士」に相談をしているが、男性はいずれにも相談をしておらず、「医師・カウンセラー」「職場の上司」に相談をしている。



(4) DV被害を受けた時の子どもの目撃状況 (表5)

問 DVを受けた時に、子どもはそれを見たことはありましたか。(○は一つ)

全体では、「あった」が35.5%に対し、「なかった」が33.6%となっており、「あった」が1.9ポイント上回っている。

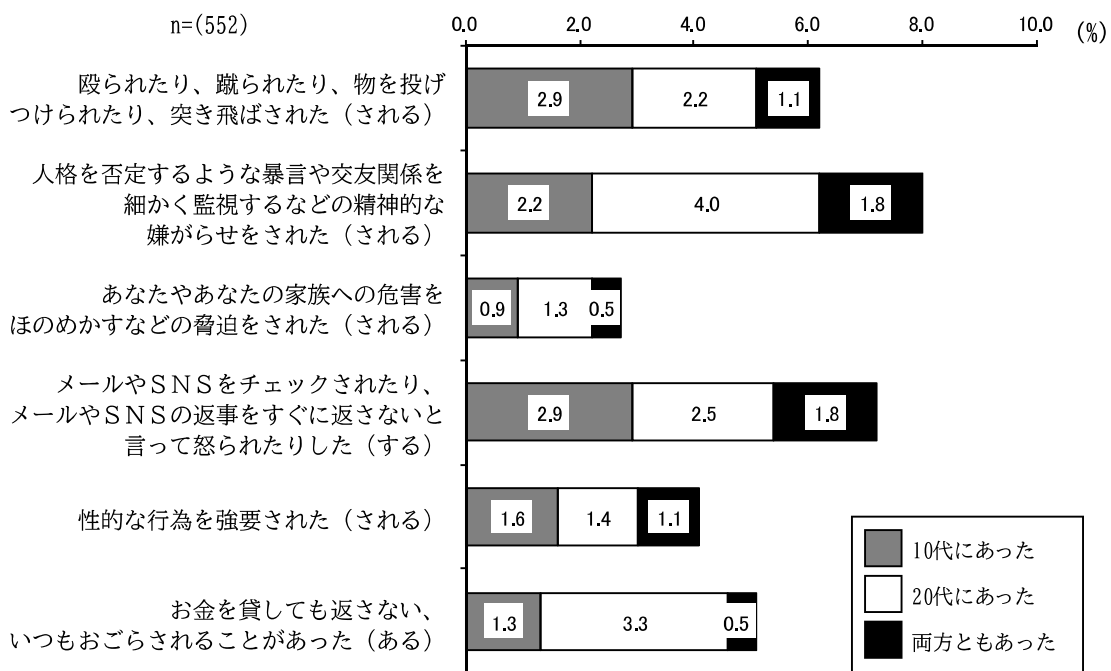


(5) デートDVの被害状況 (表6)

問 10代、20代の時に、交際相手から以下のようなことをされたことがありますか。

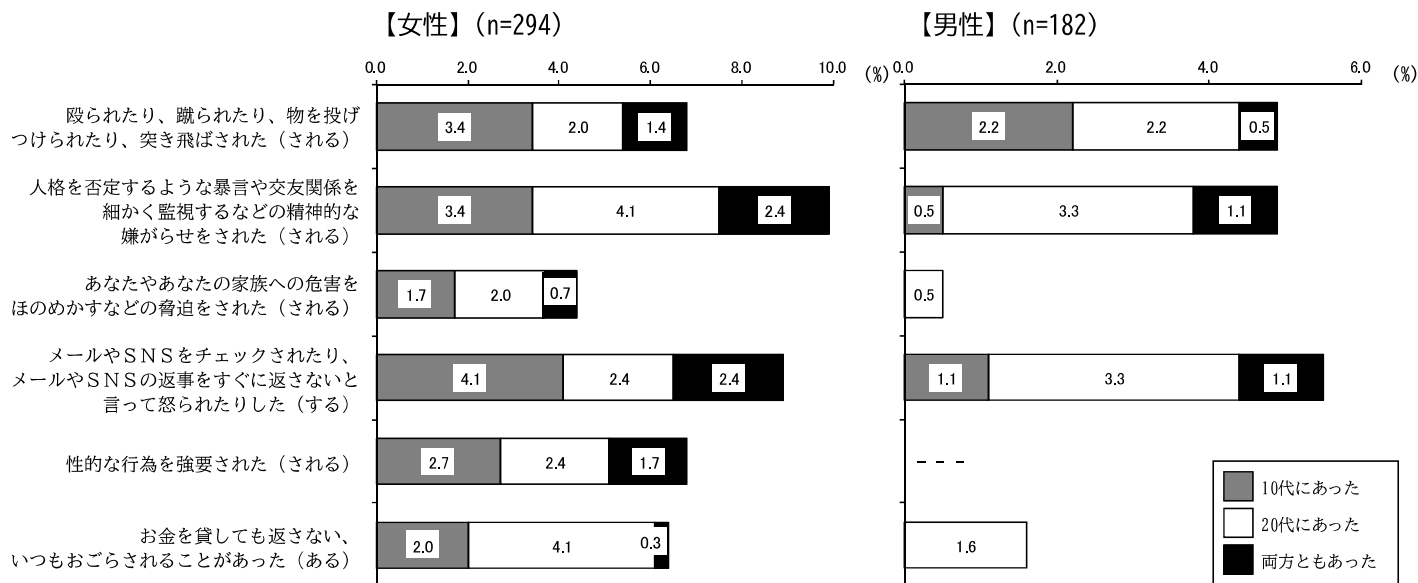
(○は各項目に一つ)

10代+20代+両方とも合計において、「人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせをされた(される)」が8%で最も高く、次いで「メールやSNSをチェックされたり、メールやSNSの返事をすぐに返さないと言って怒られたりした(する)」が7.2%となっている。



性別では、10代+20代+両方との合計において、いずれの項目も女性が男性に比べ、高くなっている。

特に、男性にはほとんどなく、女性が受けている被害は、「性的な行為を強要された」6.8%、「あなたやあなたの家族への危害をほのめかすなどの脅迫をされた（される）」4.4%となっている。

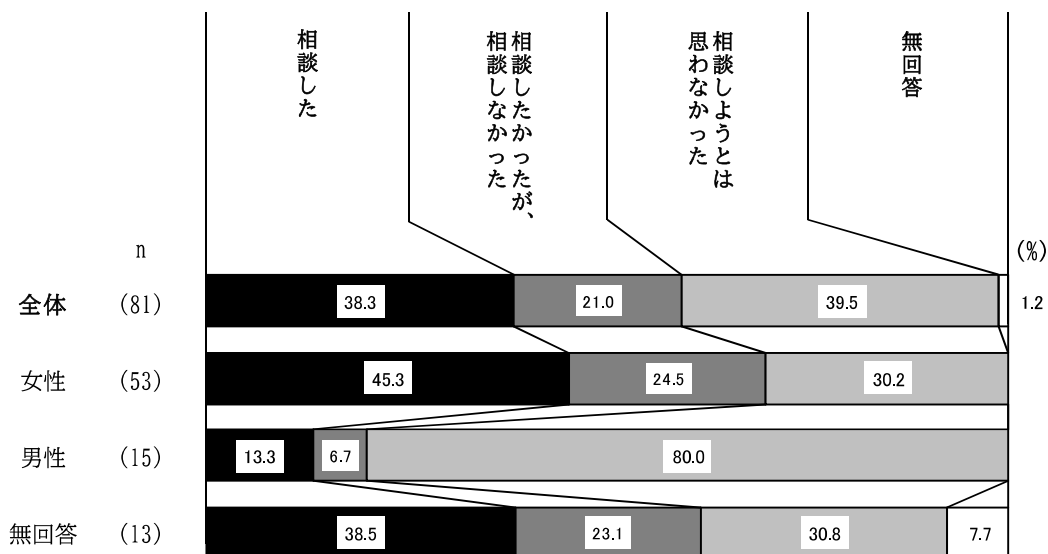


(6) デートDVの相談状況（表7）

問 だれかに打ち明けたり、相談したりしましたか。（○は一つ）

全体では、「相談しようとは思わなかった」が39.5%で最も高く、次いで「相談した」が38.3%、「相談したかったが、相談しなかった」が21.0%となっている。

性別では、男女差がある項目として、「相談しようとは思わなかった」は、男性（80.0%）が、女性（30.2%）に比べ、49.8ポイント高くなっている。一方、「相談した」は、女性（45.3%）が、男性（13.3%）に比べ、32.0ポイント高くなっている。



(7) デートDVの相談先 (表8)

問 実際に、だれ(どこ)に相談しましたか。(あてはまるもの全てに○)

全体では、「友人・知人」が90.3%で最も高く、次いで「家族」が41.9%となっている。

性別では、男女ともに「友人・知人」が最も高くなっているが、男性は「友人・知人」以外に相談していない。

